

参考資料：各法令の規制基準

① 環境基本法 騒音

地域の類型	適用内容
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合する特に静穏を要する地域。
A	専ら住居の用に供される地域。
B	主として住居の用に供される地域。
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域。

地域の類型	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日 6:00）
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

※ 道路に面する地域等の規制基準は別に定める。

② 騒音規制法

区域区分	適用内容
第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第3種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域。騒音防止区域。
第4種区域	主として工業等の用に供されている区域。著しい騒音の防止区域。

区域区分	昼間（8:00～19:00）	朝夕（6:00～8:00）・（19:00～21:00）	夜間（21:00～翌日 6:00）
第1種区域	45 デシベル以下	40 デシベル以下	40 デシベル以下
第2種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第3種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下
第4種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下

※ 特定建設作業等に係る騒音の規制基準は別に定める。

③ 振動規制法

区域区分	適用内容
第1種区域	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
第2種区域	住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域。騒音防止区域。

区域区分	昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～翌日 8:00）
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

※ 特定建設作業等に係る騒音の規制基準は別に定める。

④ 悪臭防止法（臭気指数規制）

区域区分	許容限度	適用内容
A	15（何の臭いかがわかる臭い）	住居等の用に供されている区域。
B	18（楽に感知できる臭い）	工業等の用に供されている区域。
C	21（楽に感知できる強い臭い）	A区域及びB区域を除く市内全域。